

月例指針 1月になりました



1月(いちがつ)はグレゴリオ暦で年の第1の月に当たり、31日ある。
日本では旧暦1月を睦月(むつき)と呼び、現在では新暦1月の別名としても用いる。睦月という名前の由来には諸説ある。最も有力なのは、親族一同集って宴をする「睦び月(むつびつき)」の意であるとするものである。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/1%E6%9C%88>

☆ 平成30年1月 税務カレンダー

日程	項目
10日	29年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限 ※年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付 ※納期限の特例届出提出者は1月20日までに納付
31日	29年11月決算法人の確定申告期限 ⇒法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告期限 ⇒消費税・地方消費税
	消費税の年額が400万円超の2月、5月、8月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告期限 ⇒消費税・地方消費税
	消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告期限 ⇒9月決算法人は2か月分 ⇒消費税・地方消費税
	給与支払報告書の提出 【支払義務者】1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者 【提出先】給与の支払を受けている者の住所地の各市町村
	支払調書の提出期限
	源泉徴収票の交付期限 【交付先】(1)所轄税務署長(2)受給者
	固定資産税の償却資産に関する申告期限

- ▶ 個人の道府県民税および市町村民税の納期限(第4期分)

⇒1月中において市町村の条例で定める日

- ▶ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

⇒本年最初の給与支払日の前日

【提出先】給与の支払者(所轄税務署長)

出典:税理士紹介センター 株式会社ビスカス

http://www.all-senmonka.jp/calendar/2018_01.html

☆ 2018年1月から配偶者控除がどう変わる？

2018年1月より、配偶者控除に所得制限が付く！

平成30年1月より配偶者控除に所得制限ができ、配偶者の所得がどんなに少なくても夫などの大黒柱の収入が年収1220万円以上の場合、配偶者控除は受けられなくなりました。平成30年の年末調整から配偶者控除額が以下のように変わります。

配偶者控除(所得38万(年収103万)円以内)		
納税者の合計所得金額	控除対象配偶者	老年対象配偶者
900万円(年収1120万)以下	380,000	480,000
900万(年収1120万)円超950万(年収1170万)円以下	260,000	320,000
950万(年収1170万)円超1000万(年収1220万)円以下	130,000	160,000

配偶者控除に所得制限が付きました。

* 老年控除対象配偶者とは70歳以上の配偶者です。

配偶者特別控除も変わる！

平成30年1月以降より、パートの働き方の壁「103万円の壁」(給与所得控除65万+基礎控除38万=103万)が無くなります。大黒柱が特別控除を受けられる配偶者の所得が拡大し、配偶者がパート収入150万(所得85万)円までは、大黒柱が38万円の配偶者特別控除を受けられるからです。

① 合計所得金額 900 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	38 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円

配偶者の合計所得金額	控除額
105 万円超 110 万円以下	16 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

② 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	26 万円
85 万円超 90 万円以下	24 万円
90 万円超 95 万円以下	21 万円
95 万円超 100 万円以下	18 万円
100 万円超 105 万円以下	14 万円

配偶者の合計所得金額	控除額
105 万円超 110 万円以下	11 万円
110 万円超 115 万円以下	8 万円
115 万円超 120 万円以下	4 万円
120 万円超 123 万円以下	2 万円

③ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	13 万円
85 万円超 90 万円以下	12 万円
90 万円超 95 万円以下	11 万円
95 万円超 100 万円以下	9 万円
100 万円超 105 万円以下	7 万円

配偶者の合計所得金額	控除額
105 万円超 110 万円以下	6 万円
110 万円超 115 万円以下	4 万円
115 万円超 120 万円以下	2 万円
120 万円超 123 万円以下	1 万円

150 万円より怖い？ 130 万円の社会保険の壁

配偶者のパート収入 150 万円超えると大黒柱の配偶者特別控除の額がやや減らされますが、所得税額や住民税額が多額に増えるわけではありません。例えば大黒柱の給与収入 1100 万円、配偶者がパート収入 160 万円だった場合、大黒柱は配偶者特別控除 36 万円を使えるため、所得税約 4600 円、住民税 2000 円が増えるだけなのです。

ただし、会社員・公務員の配偶者はパート収入 130 万円超えると月 1 万 6490 円の国民年金保険料と 6000 円から 7000 円(自治体により異なる)の国保保険料を配偶者自身が払わなければなりません。150 万より前に「130 万円の社会保険の壁」を気にする必要があります。

会社員・公務員に扶養されている配偶者は家庭の事情で年収調整が必要？

今回の改正により給与収入 1220 万円以上の高所得者には配偶者控除・配偶者特別控除がなくなりました。高所得者の配偶者が働くとき、パート収入 103 万円も 150 万円も 210 万円も意識する必要はありませんが、会社員・公務員の配偶者なら**社会保険「130 万円の壁」**は残るので気を付けましょう。平成 29 年 4 月より、会社と従業員で合意があれば、被保険者 500 人以下の事業所のパートでも社会保険に入れるようになりました。「社会保険に入るパートの壁 106 万円」は残ります。パート本人が社会保険に入るとは長い目で見れば、配偶者の年金も増え、退職後失業等手当をもらうこともできるのですが、1 年の短期で手取りの損得を気にするなら年収 125 万円以上を目指しましょう。

<https://allabout.co.jp/gm/gc/471545/2/>